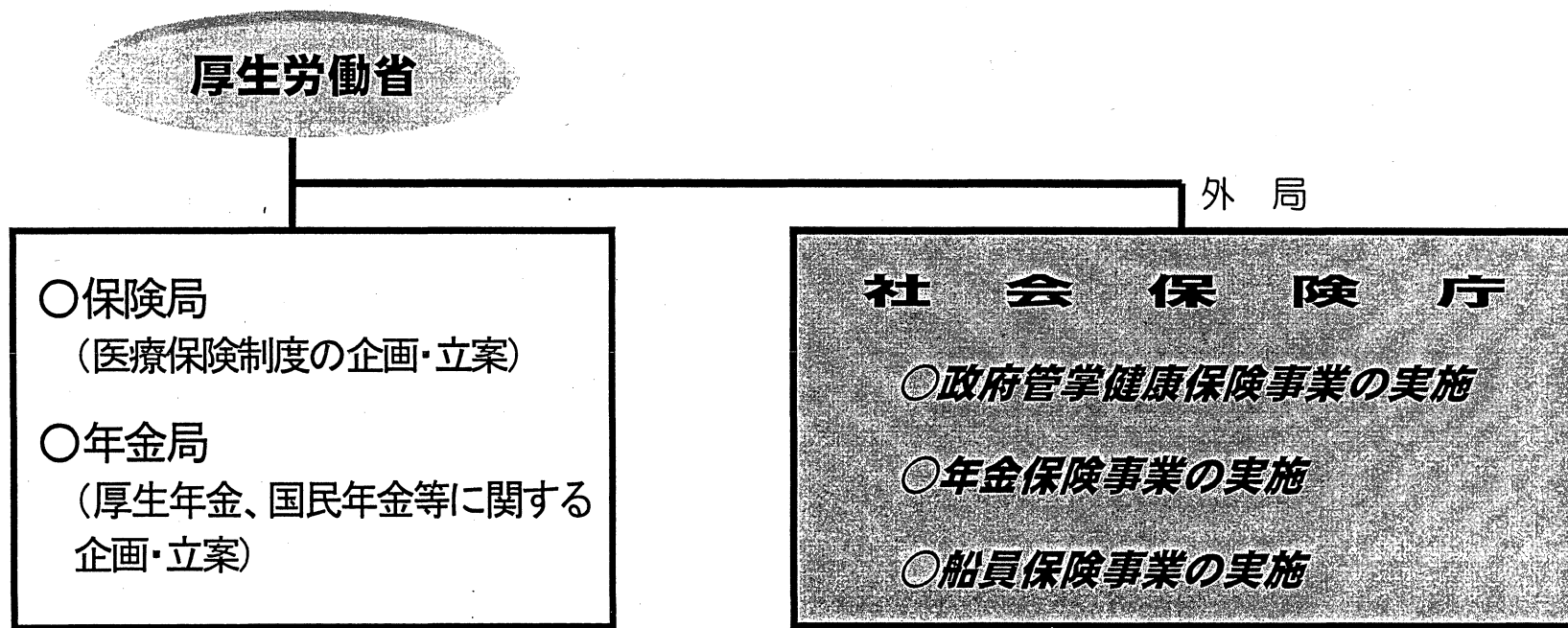


1. 社会保険庁の任務

○社会保険庁は厚生労働省の外局として設置。

○その任務は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営。



※ 社会保険庁は、国家行政組織法上、その所掌事務が主として政策の実施に係るものである「実施庁」として位置づけられている。「庁」の長官は、庁の事務を統括し、職員の服務についてこれを統督するとともに、大臣に省令を発することを求める権限、告示・訓令・通達を発する権限が与えられている。